

平成 31 年 2 月 26 日

横浜市長 林 文子様

認定 NPO 法人ホテルのふるさと瀬上沢基金  
横浜市港南区港南台 9-30-31  
理事長 角田東一

### 行政不服審査請求

- 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所  
横浜市港南区港南台 9-30-31  
認定 NPO 法人ホテルのふるさと瀬上沢基金  
理事長 角田東一
- 審査請求に係る処分の内容：栄区上郷町地区地区計画
- 審査請求に係る処分があったことを知った年月日：平成 30 年 12 月 17 日  
平成 30 年 3 月 15 日都市計画方針変更等の決定が告示されましたが、施行期日記入されていなかった為、平成 30 年 12 月 6 日付で市長に問い合わせた結果平成 30 年 12 月 17 日付の回答で処分があったことを知りました。
- 審査請求の趣旨及び理由：  
周辺住民及び市民多数の反対、人口減少時代の宅地開発、市マスタープラン・国交省方針・調整区域のあり方答申などとの不整合、事業者の不正資料に基づく決定などにより、将来市民に不利益となる地区計画であることから撤回を求めます。

#### 不利益の具体的内容

- 1 周辺自治会のうち二つの自治会からの反対陳情を解決しないままでの決定は、周辺住民の人権を侵害する
- 2 説明会、意見書、公聴会、署名で圧倒的多数の反対意見無視は非民主的で参加住民の人権を侵害する
- 3 不正資料に基づく埋立て偏土圧や風害は、周辺住民の生活環境に甚大な災害を及ぼす恐れがある
- 4 自然破壊による緑地減少は、横浜市民の生活環境に被害を及ぼす
- 5 人口減少時代のインフラの増設は、不必要な負担増により横浜市民に不利益を及ぼす
- 6 貴重な深田製鉄遺跡の消滅は、国家レベルの文化的不利益を及ぼす
- 7 閑静な住宅地に交通量の多い新しい道路の新設は、周辺住民の生活環境に被害を及ぼす

詳細理由は下記に示します。

- 処分庁の教示の有無及びその内容：無し
- 審査請求の年月日：平成 31 年 2 月 15 日

## 栄区上郷地区地区計画撤回審査請求の詳細理由

### 1 周辺住民の概ねの賛同を得ていない決定は周辺住民の人権を侵害する

都市計画提案評価項目8項目の中の第4「ウ. 周辺住民の調整及び概ねの賛同」には「周辺の住民との調整が整い、概ねの賛同が得られること」となっているが、周辺自治会のうち二つの自治会から反対陳情書が提出されている。横浜市は「東急建設は賛同に向けて努力している」として地区計画決定したが、賛同を得られていない決定である。

#### 主張の根拠

横浜市の都市計画評価委員会が平成27年6月8日に決定した「栄区上郷猿田地区における都市計画提案に対する評価」の「ウ. 周辺住民との調整及び概ねの賛同等」の中の記述「また、提案者による周辺自治会や市民団体に対する説明もそれぞれ行われ、理解を得る努力がされていると判断できます。」

この説明は、まだ周辺住民の概ねの賛同が得られていないことを確認しているにもかかわらず、賛同を得る努力をしているという判断で、未解決のまま地区計画決定を行ったものであり、周辺住民の人権を侵害する。

### 2 説明会、意見書、公聴会、署名で圧倒的多数の反対意見無視は非民主的で参加住民の人権を侵害する

- 平成29年1月17日上郷開発公聴会 6名反対 \*5名賛成

#### 主張の根拠

第147回横浜市都市計画審議会議事録の47ページの中の記述

「本案件につきましては、平成29年1月17日に公聴会を開催しており、11名の方に公述をいただきました。内容につきましては、お手元の資料「公述意見の要旨と市の考え方」を御覧ください。」

「公述意見の要旨と市の考え方」の113ページの「8 合意形成に関する意見」の中の記述

「●公聴会における公述人の開発についての意見は、反対6に賛成5であり、概ねの賛同は得られていない。」

- 平成29年10月13日から27日までの意見書、反対33,739件、賛成8,915件

#### 主張の根拠

第147回横浜市都市計画審議会議事録の47ページの中の記述

「こちらはそれぞれの意見を分類し、主な意見項目をお示ししたものです。まず、反対意見から説明をさせていただきます。反対意見は、上位計画との整合等に関する意

見、緑地、環境保全に関する意見などがあり、計33,739件。賛成意見は、緑地、環境保全に関する意見、周辺土地利用との競合に関する意見などがあり、計8,915件。その他の意見としてスクリーンにお示しする意見があり、計50件。本案件では、合計42,704件の意見がありました。」

- 11万人署名

主張の根拠

「上郷・瀬上の自然を守る会」は、2014年2月7日に、東急建設による開発計画の不採用と、開発予定地の全面保全を求め、林市長と佐藤市会議長にあてて、署名とともに陳情書を提出しました。

署名は110,336筆（栄区と港南区の住民による署名約25%）。

- 全面保全を求める寄付者1万5千人

主張の根拠

認定NPO法人ホタルのふるさと瀬上沢基金に全面保全と土地取得を求める1万5千人の寄付者から1,000万円以上の寄付が寄せられている。

### 3 東急建設の不適切な資料に基づく環境評価は周辺住民の生活環境に甚大な災害を及ぼす恐れがある

30年前に無許可で埋め立てられた地盤を無視した埋立て凶面、道路のり面の偏土圧がかからない断面凶、山嶺切り取り部から離れた地点での風害測定値など、安全面にかかわる部分を不適切な資料に基づいて評価した決定は、周辺住民の生活環境に甚大な災害を及ぼす恐れがある。

根拠の主張

添付①の東急建設資料は、30年前に無許可で埋め立てられた地盤を無視した凶面である。また、偏土圧をAおよびBの断面凶（両端が山）で確認しているが、追加した断面CおよびD（片端が谷の開口部）でも確認する必要がある。添付②の東急建設資料の風害測定地は、山嶺切り取り部から左右に10m以上離れた地点であり、切り取り地点での風害測定を追加して評価する必要がある。

### 4 自然破壊による緑地減少は横浜市民の生活環境に被害を及ぼす

過去の人口増加に伴う都市計画により、横浜市の緑地は減少し続けてきた。横浜市の気温上昇は100年で2.8℃、他の中小都市より1.3℃高くなっている。人口減少時代における横浜市民の生活環境に被害を及ぼす緑地の減少は不必要である。

### 5 人口減少時代のインフラの増設は、不必要な負担増により横浜市民に不利益を及ぼす

人口減少時代における上下水道や道路などのインフラの増設は不必要なものであり、それによる税金等の不必要な負担増は横浜市民に不利益を及ぼすものである。

## 6 貴重な深田製鉄遺跡の消滅は、国家レベルの文化的不利益を及ぼす

紀元7世紀の中ごろから9世紀はじめまで深田谷戸付近に古代製鉄が栄えていた。日本への製鉄技術の伝来と発展に係る深田製鉄遺跡の消滅は、国家レベルの文化的不利益を及ぼすものである。

## 7 閑静な住宅地域に交通量の多い新しい道路の新設は、周辺住民の生活環境に被害を及ぼす

交通量のほとんどない閑静な住宅地域に交通量の多い新しい道路の新設は、周辺住民の生活環境に被害を及ぼすものである。

以上